（通路）

第十五条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

一～五　（略）

六　通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

（階段）

第十六条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

一～七　（略）

八　階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

九　階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

十・十一　（略）

第四章　乗合自動車停留所の構造

第五章　路面電車停留場等の構造

（乗降場）

第十九条　路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

一～五　（略）

六　乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。

七　（略）

第六章　自動車駐車場の構造

（出入口）

第二十四条　自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

一　（略）

二　戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

三　車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

（通路）

第二十五条　障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

一　（略）

二　車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

三　（略）

第三十一条　前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

一・二　（略）

三　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四・五　（略）

六　車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

（通路）

第十五条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

一～五　（略）

六　通路の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

（階段）

第十六条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

一～七　（略）

八　階段の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

九　階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。

十・十一　（略）

第四章　乗合自動車停留所

第五章　路面電車停留場等

（乗降場）

第十九条　路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

一～五　（略）

六　乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側にさくを設けること。

七　（略）

第六章　自動車駐車場

（出入口）

第二十四条　自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

一　（略）

二　戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

三　車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

（通路）

第二十五条　障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

一　（略）

二　車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

三　（略）

第三十一条　前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

一・二　（略）

三　出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四・五　（略）

六　車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。